# 下松市分別収集計画

第10期(令和5年度~令和9年度)

令和4年6月

下 松 市

# 下松市分別収集計画

令和4年6月7日

#### 1 計画策定の意義

環境問題が年々深刻さを増す中、大量生産、大量消費、大量廃棄を反映した社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けて、積極的かつ大胆に転換を図ることが求められています。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行していくことが重要です。

本市では、平成6年度から可燃系資源、びん類、かん類、金属類の分別収集を開始し、平成13年度には分別品目にペットボトルを加えて収集を行ってきました。平成20年2月には周南東部環境施設組合(構成:下松市、光市)後畑不燃物埋立処分場の延命化を図るためリサイクルセンター「えこぱーく」を建設し、プラスチック製容器包装などを分別品目に加えることで、更なるごみの資源化に取り組んでいるところです。

本計画は、このような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「法」という。)第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割の中で、最終処分量の削減を図るための、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

本計画の遂行により、容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を 推進するとともに、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化及び資源の有効利用による循環 型社会の実現を目指していきます。

#### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を、以下に示します。

- (1) 廃棄物の排出を抑制し(リデュース)、次に、廃棄物になったものを環境への負荷に配慮しつつ再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした取り組みを徹底した上でなお循環的利用が行われないものについては適正な処分を行う。
- (2) 廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を促進するために、市民・事業者・ 行政が、それぞれの適切な役割分担を踏まえた取り組みを積極的に行うことにより 環境にやさしいまちづくりの実現を図る。

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに見直します。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル(無色)、プラスチック製容器包装を対象とします。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

計画期間5年間の各年度における容器包装廃棄物の排出量を、下表のように見込みます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,934 t	1,931 t	1,928 t	1,921 t	1,914 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施していきます。

#### (1) 下松市廃棄物減量等推進審議会

分別収集の円滑な推進を図るため、市民、学識経験者及び事業者からの委員で組織 される廃棄物減量等推進審議会を活用し、ごみ減量等の施策・事業に関する審議・研 究を行います。

#### (2) クリーンアップ推進員制度

ごみ出しマナーや分別等の指導を行う推進員を各自治会に置き、地域の環境美化、 ごみの減量化・資源化を推進します。

#### (3) 資源ごみ回収報奨金制度

ごみの減量化と資源化の促進を図るため、子ども会や自治会などの住民団体による 自主的な資源回収活動に対し、報奨金を交付し奨励します。

#### (4) 事業者との連携強化

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制 に向けた取組を進めていきます。

#### (5) 出前講座・ごみ処理施設見学会・親子リサイクル教室

小学校・PTA・地域団体等に対し、ごみ処理についての学習会やごみ処理施設の 見学会を開催し、本市のごみ処理の状況、ごみの減量化、資源化、再利用についての 理解を深めます。また、夏休みには、親子リサイクル教室を実施し、リサイクル意識 の高揚や、まちづくりを担う次世代の育成につなげます。

#### (6) 啓発活動

全戸にごみ収集カレンダーを配布し、分別事典、分別ポスター、ごみ分別アプリ、 市広報やホームページ、地元ケーブルテレビやコミュニティFM、SNS等あらゆる 機会を活用し、ごみの減量化や適正排出について啓発を図ります。また、多言語版分 別ポスターを製作し、市内在住の外国人のごみ出し支援に役立てます。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案 し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の 区分を、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製の容器	びん・かん類
茶色のガラス製の容器	
その他のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするため のもの(原材料としてアルミニウムが利用されてい るものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	可燃系資源(段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの (無色のものに限る)	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以 外のもの(※)	プラスチック製容器包装

(※) 汚れたプラスチック製容器包装については、平成29年7月から、燃やす袋ごみに排出 方法を変更しました。

# 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量を、下表のとおり見込みます。

	うち白色トレイ	(引渡量)	(独自処理量)									
			- t		- t	- t		- t		- t		
のも		(引渡量) 775 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 774 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 773 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 770 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 767 t	(独自処理量) - t	
	こしてプラスチック製の 最包装であって上記以外	77		77			3 t	770		767		
901			計)									
その	他主務大臣が定める商品を充てん ためのもの (無色のものに限る)	(引渡量) 139 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 139 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 139 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 139 t		(引渡量) 139 t	(独自処理量) - t	
	してポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ	139	計) 9 t									
主と	して段ボール製の容器	26′		267 t		267 t		266		265 t		
料を 材料	して紙製の容器であって飲充てんするためのもの(原 ・としてアルミニウムが利用 ているものを除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t		
ر ۷ ۽	7世のカノへ袋合命	(引渡量) 36 t	(独自処理量) - t									
7.0	その他のガラス製容器	36 t										
		114 t	- t									
茶色	このガラス製容器		(独自処理量)									
		(合 114	計)	(合 11·	計)	(合 114	計)	(合 114	計)	(合 114	計)	
		(引渡量) 91 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 91 t	(独自処理量) - t	91 t	(独自処理量) - t	91 t	(独自処理量) - t	(引渡量) 91 t	(独自処理量) - t	
無在	色のガラス製容器	9:	計) 1 t	91		9	計) 1 t	9	計) 1 t	(合計) 91 t		
主と	:してアルミ製の容器		97 t		't	97		97 t		97 t		
主と	: してスチール製の容器	4	45 t		45 t		45 t		45 t		45 t	
		令和 (	5年度	令和(	6年度	令和 ′	7 年度	令和 8	8年度	令和(	9年度	
			_ 40 / /		, , ,							

# 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の算定は、直近年度である令和3年度の分別基準適合物等の収集実 績に、次の人口変動率を乗じて算定しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
推計人口	57,238人	57, 140人	57,042人	56,945人	56,751人	56,558人
対前年度 人口変動率	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.66%	99.66%

#### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集の実施者は、下表のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
主としてスチール製の容器				
主としてアルミ製の容器		委託業者による		
無色のガラス製容器	びん・かん類	安託乗有による ステーションでの 定期収集	周南東部環境 施設組合	
茶色のガラス製容器		(上州以来) 		
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	市による公共施設での拠点回収	資源回収業者	
主として段ボール製の容器	可燃系資源 (段ボール)	委託業者による ステーションでの 定期収集	資源回収業者	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、 しょうゆ等を充てんするためのも の(無色のものに限る)	ペットボトル	委託業者による ステーションでの 定期収集	周南東部環境 施設組合	
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	プラスチック 製容器包装	委託業者による ステーションでの 定期収集	周南東部環境 施設組合	

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

分別収集の用に供する施設の整備計画は、下表のとおりとします。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
主としてスチール製の容器					
主としてアルミ製の容器				周南東部環境施設組合	
無色のガラス製容器	びん・かん類	指定袋	委託業者の 2 t 積パッカー車	リサイクルセンター 「えこぱーく」	
茶色のガラス製容器				(選別・圧縮・保管)	
その他のガラス製容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	回収ボックス	市の軽トラック	資源回収業者へ直接 売払い	
主として段ボール製の容器	可燃系資源 (段ボール)	十文字に縛る	委託業者の2 t 積 パッカー車又は 2 t 積平ボディ車	資源回収業者へ直接 売払い	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの (無色のものに限る)	ペットボトル	指定袋	委託業者の 2 t 積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)	
主としてプラスチック製の 容器包装であって上記以外 のもの	プラスチック 製容器包装	指定袋	委託業者の 2 t 積パッカー車	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター 「えこぱーく」 (選別・圧縮・保管)	

<sup>※</sup> 周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」(処理能力 33 t/日)

#### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見・要望を反映させながら循環型社会形成の実現を目指し、施策を展開していくために、市民、学識経験者及び事業者で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、本市の一般廃棄物処理についての施策・事業に関する審議・研究を行っていくとともに、地域住民と行政とのパイプ役となるクリーンアップ推進員と連携を図りながら、円滑かつ効率的に容器包装廃棄物の分別収集を実施していきます。

# 資 料

#### 〇 人口推計及び人口変動率

人口推計及び人口変動率については、コーホート要因法による人口推計(国立社会保障・人口問題研究所平成30年3月公表)に、国勢調査人口と住民基本台帳人口の乖離、及びコーホート人口推計と住民基本台帳人口実績値との乖離を次の方法で補正し算出した。(令和2年度コーホート人口推計は国勢調査実績値)

- ① コーホート人口推計を基に令和2年度以降の人口増減が均等となるように各年度の 人口を推計
- ② 上記の人口から対前年度人口変動率を算出
- ③ 上記人口変動率を年度間が均等になるよう補正
- ④ 令和3年度住民基本台帳人口を基準に、上記人口変動率を乗じて人口推計を算出

	国調人口 (10/1)	コーホート人口推計	コーホート 人口推計を 各年度均等化 ①	対前年度 人口変動率 ②	人口変動率 補正 ③	住基人口 (10/1)	R3 年度住基 人口を基準 に人口変動率 で人口推計 ④
	人	人	人	%	%	人	人
令和2年度	55, 887	55, 887	55, 887			57, 342	
令和3年度			55, 791	99.83	99.83	57, 274	
令和4年度			55, 695	99.83	99.83		57, 238
令和5年度			55, 599	99.83	99. 83		57, 140
令和6年度			55, 503	99.83	99. 83		57, 042
令和7年度		55, 406	55, 406	99.83	99. 83		56, 945
令和8年度			55, 218	99. 66	99. 66		56, 751
令和9年度			55, 030	99. 66	99. 66		56, 558
令和 10 年度			54, 842	99. 66	99. 66		56, 365
令和11年度			54, 655	99. 66	99. 66		56, 173
令和12年度		54, 468	54, 468	99. 66	99. 66		55, 982

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口推計	57,238人	57,140人	57,042人	56,945人	56,751人	56,558人
	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
人口変動率	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.66%	99.66%

## 〇 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み

直近年度(令和3年度)の排出量に、人口変動率を乗じて算出した。

令和3年度容器包装廃棄物排出量

(単位: t)

収集に係る分別の区分	ステーション 収集	直接搬入	拠点回収	排出量計
びん・かん類 (スチール・アルミ缶、無色・茶色・その他ビン)	489	90	-	579
紙パック	_	-	1	1
可燃系資源 (段ボール)	267	-	-	267
ペットボトル	174	0	-	174
プラスチック製容器包装	919	0	_	919
計	1, 849	90	1	1,940

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,940 t	1,937 t	1, 934 t	1,931 t	1,928 t	1,921 t	1,914 t
人口変動率	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.66%	99.66%

## ○ 直近年度(令和3年度)の特定分別基準適合物等の実績量

(単位: t)

	スチール缶	アルミ缶	無色ビン	茶色ビン	その他ビン	紙パック	段ボール	ペットボトル	プラ容器包装	計
4 月	3. 79	7. 58	8.86	7. 52	7. 16		28. 52	7. 50	62.79	133. 73
5 月	3. 83	7.72	8. 71	14. 98			21. 34	11.09	69.56	137. 24
6月	4. 32	9. 10	8. 73	7. 62	7. 00		18. 69	15. 32	63.79	134. 57
7月	4. 04	8.70	8. 43	7.89			24. 26	11.67	58.50	123. 50
8月	4. 68	9. 96	8. 82	15. 77			18. 81	19. 16	74.62	151. 81
9月	2. 92	6. 50	9. 21	7.82			18. 09	11.43	63.48	119. 46
10月	4.06	8. 92		7. 99	7. 33		27. 50	15.00	63.06	133. 86
11月	3. 61	8. 21	8. 94	7. 78			20.01	11. 22	62.82	122. 60
12月	2. 92	6. 53	8. 52	8. 21			24. 68	7.42	56. 79	115. 08
1月	4.83	10.11	9. 76	16. 72	7. 02		25. 87	10.99	77.40	162. 71
2月	3.00	6. 92				0. 24	14. 48	7. 38	56.41	88. 43
3 月	3. 37	6. 79	11.50	11.68	7.06		25. 15	11. 19	67. 28	144. 02
計	45. 39	97.03	91. 49	113. 99	35. 57	0. 24	267. 40	139. 40	776. 50	1, 567. 00

<sup>※</sup> 紙パック及び段ボール以外は、周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」の資源搬出量

○ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み各年度において得られる分別基準適合物の量の見込み

直近年度(令和3年度)の各品目の実績量に、人口変動率を乗じて算出した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶	45 t	45 t	45 t	45 t	45 t	45 t	45 t
アルミ缶	97 t	97 t	97 t	97 t	97 t	97 t	97 t
無色ビン	91 t	91 t	91 t	91 t	91 t	91 t	91 t
茶色ビン	114 t	114 t	114 t	114 t	114 t	114 t	114 t
その他ビン	36 t	36 t	36 t	36 t	36 t	36 t	36 t
紙パック	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
段ボール	267 t	267 t	267 t	267 t	267 t	266 t	265 t
ペットボトル	139 t	139 t	139 t	139 t	139 t	139 t	139 t
プラ容器包装	777 t	776 t	775 t	774 t	773 t	770 t	767 t
計	1,567 t	1,566 t	1, 565 t	1,564 t	1,563 t	1,559 t	1,555 t
人口変動率	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.83%	99.66%	99.66%

#### 〇 容器包装廃棄物の処理フロー

